

ホームページにも掲載中

## 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

今回改正された浴槽水等の水質検査項目と基準値について、ご紹介させていただきます。  
(下記の黄色部分が変更点になります)

## 浴槽水等の水質基準

生食発0919第8号 令和元年9月19日 浴槽水検査 ～項目変更について～

検査項目	原湯・原水・上がり用湯及び上がり用水		浴槽水	
	基準値	検査回数	基準値	検査回数
色度	5度 以下	1年に1回以上	-	①1年に1回以上 ②1年に2回以上 ③1年に4回以上
濁度	2度 以下		5度 以下	
pH値	5.8 以上 8.6 以下		-	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3 mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 10 mg/L 以下		有機物(全有機炭素(TOC)の量) 8 mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 25 mg/L 以下	
大腸菌	検出されないこと		-	
大腸菌群	-		1個/mL 以下	
レジオネラ属菌	10 CFU/100mL 未満		10 CFU/100mL 未満	

原水の基準値は原湯、上がり用湯、上がり用水に適用される。

- ・「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- ・「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される冷水をいう。
- ・「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- ・「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される冷水をいう。
- ・「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

※生食発0919第8号 令和元年9月19日 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正についての詳細は、各自自治体の条例等に基づき判断する。

- ※浴槽水の検査回数
- ①ろ過器を使用していない浴槽水及び 毎日完全に換水している浴槽水
  - ②連日使用している浴槽水
  - ③浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合

原湯や浴槽水に温泉水が使用される場合、源泉由来の塩化物や硫酸塩、アルカリ塩が含まれることがあります。過マンガン酸カリウム消費量試験では、有機物以外の被酸化性物質(塩化物イオン・亜硝酸イオン・硫化物等)が含まれていると測定値が影響を受ける場合がありますが、TOCは共存物質の影響を受けることなく測定することができます。

(注) 大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入ったEC ブイヨン 10mL に陽性検体 100μL を接種し、44.5°Cで培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地による検査結果を採用する。ガス産生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。



## ～ 新型コロナウイルス関連情報 ～

弊社グループ会社にて、「新型コロナウイルス抗体検査」を自主的参考検査として受託できるようご準備致しております。お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 株式会社九州保健ラボラトリー 代表099-218-3636 <http://www.kyuhco.co.jp>



◇企画・製作◇  
東洋環境分析センター  
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です!  
是非ご覧下さい!

